

# 【行動13】移転価格税制に係る文書化制度の整備：平成28年度税制改正

## BEPS プロジェクト

- ❑ 多国籍企業によるグループ内取引を通じた所得の海外移転に対して、移転価格税制を適切に運用するため、経済界のコンプライアンス・コストに配慮しつつ、共通様式に基づいた多国籍企業情報の報告等（移転価格に係る文書化）に関するルールを整備。
- ❑ 具体的には、多国籍企業グループに対して、①ローカルファイル、②マスターファイル、③国別報告書（CbCR）の三種類の文書を共通様式に従って税務当局に提供（又は作成・保存）することを義務付けるよう勧告（CbCRについては、2016年1月以降開始会計年度から適用開始）。

## 日本の対応

- ❑ 平成28年度税制改正により、上記勧告を踏まえた多国籍企業情報の報告等に係る制度を整備。
- ❑ CbCRとマスターファイルについては、2016年4月以降開始会計年度から適用開始。
- ❑ 2016年1月から3月までの間に開始する会計年度のCbCRは、企業による自主的な提供が可能。

### ローカルファイル ＜親・子会社が各々作成＞

国外関連取引における独立企業間価格を算定するための詳細な情報。

- ✓ 組織図
- ✓ 経営戦略
- ✓ 主要な競合他社
- ✓ 国外関連取引と取引背景
- ✓ 移転価格算定根拠
- ✓ 財務諸表 等

### 国別報告書（CbCR） ＜親会社が作成＞

多国籍企業グループの国別の活動状況に関する情報。具体的には、親会社・子会社所在国ごとの多国籍企業グループの下記の情報。

- ✓ 総収入・利益・税額・資本金等の財務情報
- ✓ 従業員数
- ✓ 有形資産額
- ✓ 主要事業 等

### マスターファイル ＜親会社が作成＞

多国籍企業グループの活動の全体像に関する情報。

- ✓ グループの組織図
- ✓ 事業概要
- ✓ 保有する無形資産の情報
- ✓ グループ内金融活動に関する情報
- ✓ グループ全体の財務状況

# 日本との間における国別報告書の自動的情報交換の実施対象国・地域

(2019年5月31日現在)

1. アイスランド [2019.6.30]	12. オーストリア	23. コスタリカ(*) [2019.6.30]	34. チェコ	45. フィンランド	56. マレーシア [2019.6.30]
2. アイルランド	13. オランダ	24. コロンビア	35. 中国 [2019.6.30]	46. ブラジル	57. マン島 [2019.6.30]
3. アルゼンチン [2019.6.30]	14. ガーンジー	25. サンマリノ [2021.3.31]	36. チリ(***) [2019.6.30]	47. フランス	58. 南アフリカ
4. アンドラ(***) [2020.3.31]	15. カタール(*) [2019.6.30]	26. ジャージー	37. デンマーク	48. ブルガリア	59. メキシコ
5. イタリア	16. カナダ	27. シンガポール [2019.6.30]	38. ドイツ	49. 米国	60. モーリシャス [2020.9.30]
6. インド	17. 韓国	28. スイス [2020.3.31]	39. ナイジェリア(*) [2020.6.30]	50. ペルー(*) [2019.6.30]	61. ラトビア
7. インドネシア	18. キプロス(*)	29. スウェーデン	40. ニュージーランド	51. ベルギー	62. リトアニア
8. ウルグアイ [2019.6.30]	19. キュラソー(*) [2020.6.30]	30. スペイン	41. ノルウェー	52. ポーランド	63. リヒテンシュタイン [2019.6.30]
9. 英国	20. ギリシャ	31. スロバキア	42. パキスタン(**)	53. ポルトガル	64. ルーマニア(*)
10. エストニア	21. クロアチア	32. スロベニア	43. バミューダ(*)	54. 香港 [2020.3.31]	65. ルクセンブルク
11. オーストラリア	22. ケイマン諸島(*)	33. 台湾(****) [2019.6.30]	44. ハンガリー	55. マルタ	66. ロシア [2019.6.30]

[ ] 内の日付は、日本からの国別報告書の初回の提供期限(現時点で未到来のもの)(\*)の相手国・地域については、その国・地域からの初回の提供期限)

(\*) 日本から国別報告書の提供を行わない相手国・地域(日本が受領するのみ)

(\*\*) OECDによる審査において、国別報告書の適切使用の基準を満たしていないとされていることから、日本からの提供を現在のところ停止している国・地域

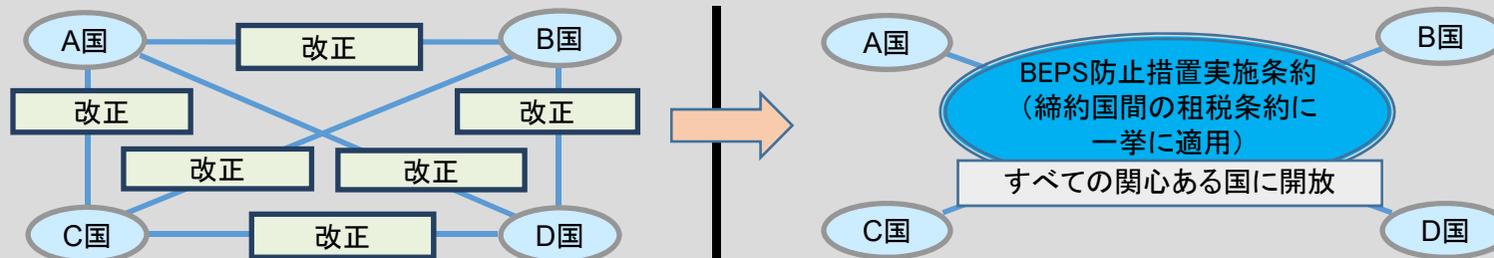
(\*\*\*) 日本から提供するためには、初回の提供期限までに国別報告書の適切使用の基準を満たす必要がある国・地域

(\*\*\*\*) 台湾については、公益財団法人日本台湾交流協会(日本側)と台湾日本関係協会(台湾側)との間の民間租税取決め及びその内容を日本国内で実現するための法令によって、全体として租税条約に相当する枠組みが構築され、これに基づき日本は国別報告事項を提供し、また、台湾からは国別報告事項に相当する情報が提供される。

# BEPS防止措置実施条約の概要及び経緯

## 概 要

- 本条約は、BEPSプロジェクトにおいて策定されたBEPS防止措置のうち租税条約に関連する措置を、本条約の締約国間の既存の租税条約に導入することを目的としている。
- 本条約の締約国は、租税条約に関連するBEPS防止措置を多数の既存の租税条約について同時かつ効率的に実施することが可能となる。
- 本条約により導入可能なBEPS防止措置は、①租税条約の濫用等を通じた租税回避行為の防止に関する措置、及び、②二重課税の排除等納税者にとっての不確実性排除に関する措置から構成される。
- 本条約の各締約国は、既存の租税条約のいずれを本条約の適用対象とするかを任意に選択することができ、また、本条約に規定する租税条約に関連するBEPS防止措置の規定のいずれを既存の租税条約について適用するかを所定の制限の下で選択することができる。



## 経 緯

- 2014年9月：BEPS報告書において、多数国間条約交渉のためのマンデートの策定を勧告。
- 2016年11月24日：参加国による条文の採択。
- 2017年6月7日：署名式（於パリ）において我が国を含む67カ国・地域が署名。
- 2018年5月18日：第196回国会（平成30年通常国会）で承認。
- 2018年7月1日：先に批准書等を寄託した5カ国・地域について発効。以後、批准書等を寄託した国・地域について順次発効。
- 2018年9月26日：我が国が受諾書を寄託。これにより、本条約は我が国について2019年1月1日に発効。
- 2019年5月29日現在：86カ国・地域が署名。内、25カ国・地域が批准書等を寄託。

## BEPS防止措置実施条約の署名国

BEPS防止措置実施条約に署名した国・地域(2019年5月29日現在、86か国・地域)

アイスランド	<u>アイルランド</u>	<u>アラブ首長国連邦</u>	アルゼンチン	アルバニア
アルメニア	アンドラ	<u>イスラエル</u>	イタリア	インド
インドネシア	ウクライナ	ウルグアイ	<u>英国</u>	エジプト
エストニア	<u>オーストラリア</u>	<u>オーストリア</u>	<u>オランダ(注2)</u>	<u>ガンジー</u>
カザフスタン	カタール	カナダ	ガボン	カメルーン
韓国	キプロス	ギリシャ	クウェート	クロアチア
コートジボワール	コスタリカ	コロンビア	サウジアラビア	サンマリノ
<u>ジャージー</u>	ジャマイカ	<u>ジョージア</u>	<u>シンガポール</u>	スイス
<u>スウェーデン</u>	スペイン	<u>スロバキア</u>	<u>スロベニア</u>	セーシェル
セネガル	<u>セルビア</u>	チェコ	中国(注3)	チュニジア
チリ	デンマーク	ドイツ	トルコ	ナイジェリア
日本	<u>ニュージーランド</u>	ノルウェー	パキスタン	パナマ
パプアニューギニア	バルバドス	ハンガリー	フィジー	<u>フィンランド</u>
<u>フランス</u>	ブルガリア	ブルキナファソ	ベリーズ	ペルー
ベルギー	<u>ポーランド</u>	ポルトガル	<u>マルタ</u>	マレーシア
<u>マン島</u>	南アフリカ	メキシコ	モーリシャス	<u>モナコ</u>
ラトビア	<u>リトアニア</u>	リヒテンシュタイン	ルーマニア	<u>ルクセンブルク</u>
ロシア				

(注1) 下線は、本条約の批准書等を寄託した国・地域(25か国・地域)を示す。

(注2) オランダは、キュラソーが締結した租税条約を本条約の対象とすることを通告している。

(注3) 中国は、香港が締結した租税条約を本条約の対象とすることを通告している。

# 非居住者に係る金融口座情報の自動的交換のための報告制度(CRS)

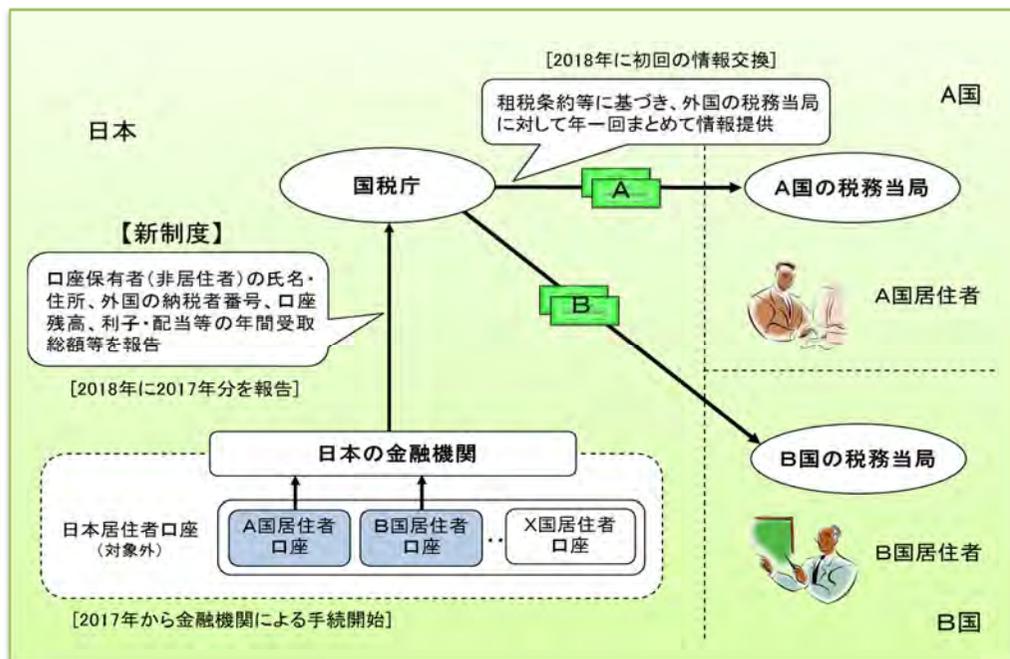
## 《G20・OECDにおける合意》

- 2013年、G20首脳は、海外の金融機関を利用した国際的な脱税・租税回避に対処するため、税務当局間で非居住者に係る金融口座情報の自動的交換を実施することに合意。
- これを受け、OECDは、各国税務当局が自国の金融機関から報告される非居住者の口座情報（氏名・住所、外国の納税者番号、口座残高、利子・配当等の年間受取総額等）を租税条約等に基づいて税務当局間で自動的に交換するための国際基準（共通報告基準）を策定し、2014年7月に公表。G20は、共通報告基準（CRS: Common Reporting Standard）を承認し、所要の法制手続の完了を条件として、2017年又は2018年末までに、自動的情報交換を開始することに合意。共通報告基準に基づく自動的情報交換は2017年9月から開始されている。

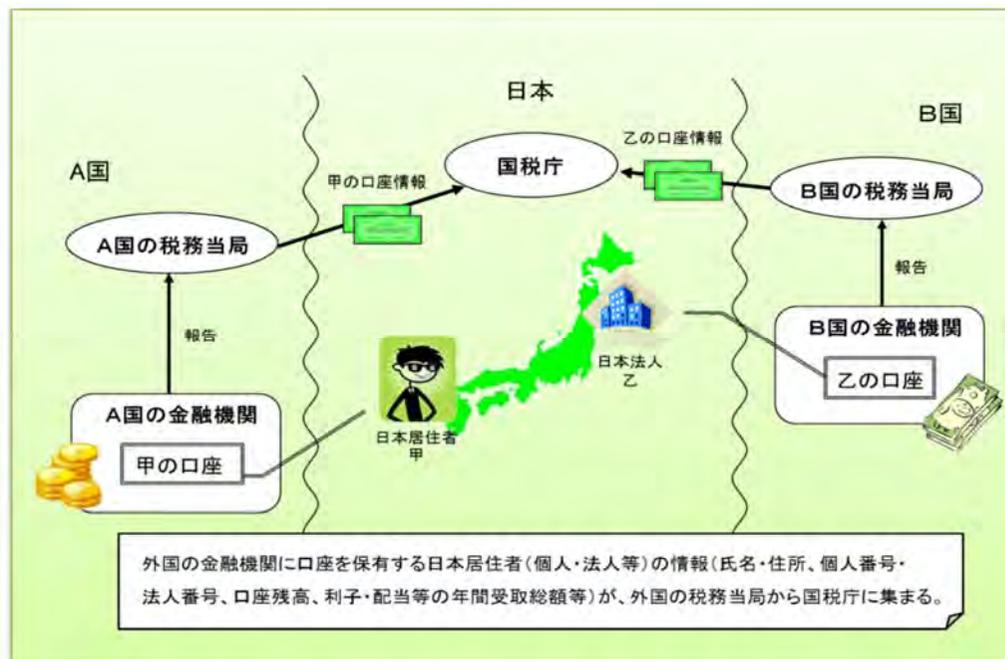
## 《上記合意を受けた日本の対応》

- 平成27年度税制改正において、金融機関による非居住者の口座情報の報告制度を整備。
- 金融機関の準備期間等を考慮し、2017年から金融機関による手続を開始。2018年から税務当局間での年一回の口座情報の交換を開始。

[日本から外国への情報提供のイメージ]



[外国から日本への情報提供のイメージ]



# CRSに基づく自動的情報交換の実施時期に関するコミット状況

(2019年6月1日現在)

2017年に初回交換(49か国・地域)		2018年に初回交換(51か国・地域)		2019年又は2020年に初回交換(8か国・地域)
<u>アイスランド</u>	<u>セーシェル</u>	<u>アゼルバイジャン</u>	<u>チリ</u>	アルバニア(2020)
<u>アイルランド</u>	<u>大韓民国</u>	<u>アラブ首長国連邦</u>	<u>(T)グリーンランド</u>	オマーン(2020)
<u>アルゼンチン</u>	<u>チェコ</u>	<u>アンティグア・バーブーダ</u>	ドミニカ国	カザフスタン(2020)
<u>イタリア</u>	<u>デンマーク</u>	<u>アンドラ</u>	トリニダード・トバゴ	ガーナ(2019)
<u>インド</u>	<u>(T)フェロー諸島</u>	イスラエル	<u>トルコ</u>	クウェート(2019)
<u>英国</u>	<u>ドイツ</u>	<u>インドネシア</u>	<u>ナウル</u>	ナイジェリア(2019)
<u>(英)アンギラ</u>	<u>ノルウェー</u>	<u>ウルグアイ</u>	ニウエ	ペルー(2020)
<u>(英)英領バージン諸島</u>	<u>ハンガリー</u>	<u>オーストラリア</u>	<u>日本</u>	モルディブ(2020)
<u>(英)ガーンジー</u>	<u>フィンランド</u>	<u>オーストリア</u>	<u>ニュージーランド</u>	
<u>(英)ケイマン諸島</u>	<u>フランス</u>	<u>(蘭)アルバ</u>	<u>パキスタン</u>	
<u>(英)ジブラルタル</u>	<u>ブルガリア</u>	<u>(蘭)キュラソー</u>	<u>パナマ</u>	
<u>(英)ジャージー</u>	<u>ベルギー</u>	<u>(蘭)セントマーティン</u>	<u>バヌアツ</u>	
<u>(英)ターコス・カイコス諸島</u>	<u>ポーランド</u>	<u>カタール</u>	<u>バハマ</u>	
<u>(英)バミューダ</u>	<u>ポルトガル</u>	<u>カナダ</u>	<u>バルバドス</u>	
<u>(英)マン島</u>	<u>マルタ</u>	<u>クック諸島</u>	<u>バーレーン</u>	
<u>(英)モントセラト</u>	<u>南アフリカ共和国</u>	<u>グレナダ</u>	<u>ブラジル</u>	
<u>エストニア</u>	<u>メキシコ</u>	<u>コスタリカ</u>	ブルネイ	
<u>オランダ</u>	<u>ラトビア</u>	<u>サウジアラビア</u>	<u>ベリーズ</u>	
<u>キプロス</u>	<u>リトアニア</u>	<u>サモア</u>	<u>マーシャル諸島</u>	
<u>ギリシャ</u>	<u>リヒテンシュタイン</u>	<u>シンガポール</u>	<u>マレーシア</u>	
<u>クロアチア</u>	<u>ルーマニア</u>	<u>スイス</u>	<u>モナコ</u>	
<u>コロンビア</u>	<u>ルクセンブルク</u>	<u>セントクリストファー・ネイビス</u>	<u>モーリシャス</u>	
<u>サンマリノ</u>		<u>セントビンセント及びグレナディーン諸島</u>	<u>レバノン</u>	
<u>スウェーデン</u>		<u>セントルシア</u>	<u>ロシア</u>	
<u>スペイン</u>		<u>中華人民共和国</u>		
<u>スロバキア</u>		<u>(中)香港</u>		
<u>スロベニア</u>		<u>(中)マカオ</u>		

(注) 下線は、2018年12月31日までにCRSに基づく自動的情報交換を開始した90か国・地域を表す。

# OECD・G20の「国際的に合意された税の透明性基準を満足に実施していない法域のリスト」について

## 【経緯】

- 2016年4月：パナマ文書の流出の後、課税逃れ等のための税務・金融情報の秘匿に対する批判が高まったこともあり、G20財務大臣会合（於：ワシントン）において、OECDに対し、G20と協力しつつ、税の透明性に関する非協力的法域のリストを策定するための基準の作成が要請される。
- 2016年7月、9月：G20財務大臣会合（於：成都）、G20サミット（於：杭州）において、基準を承認。
- 2017年7月：G20サミット（於：ハンブルク）に、税の透明性に関する非協力的法域のリストを提出（トリニダード・トバゴのみ）。更新版リストの次回サミットへの提出を要請。
- 2018年7月：G20財務大臣会合（於：ブエノスアイレス）において「国際的に合意された税の透明性基準を満足に実施していない法域を特定するための基準」（新基準）を支持。
- 2018年11月：新基準を満たせないリスクがある法域の数をG20サミットに提出（15法域）。当該法域に基準クリアに向けた取組みを懇願。

## ■□■2019年6月 G20財務大臣会合（於：福岡）における進捗■□■

新基準のうち2019年末までの目標とされている基準（基準2の一部）を除いて策定した暫定的更新版リストを提出（10法域）

アンティグア・バーブーダ、ブルネイ・ダルサラーム国、ドミニカ国、イスラエル、モントセラト、ニウエ、セントビンセント及びグレナディーン諸島、セント・マーチン、トリニダード・トバゴ、バヌアツ

旧基準	新基準
下記いずれかの条件に該当する国・地域をリストに掲載。	
<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 「税の透明性と情報交換に関するグローバル・フォーラム」（以下、グローバル・フォーラム）が実施する「要請に基づく情報交換」に関するピア・レビューにおける総合評価が不遵守（Non-Compliant）の法域</li> <li>✓ 下記の3つの基準のうち、2つ以上を満たさない法域</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ グローバル・フォーラムが実施する「要請に基づく情報交換」に関するピア・レビューにおける直近の総合評価が不遵守（Non-Compliant）の法域</li> <li>✓ <u>下記の基準2を満たさない法域</u></li> <li>✓ 下記の3つの基準のうち、2つ以上を満たさない法域</li> </ul>
基準1 グローバル・フォーラムが実施する「要請に基づく情報交換」に関するピア・レビューにおける総合評価が「遵守（Compliant）」あるいは「概ね遵守（Largely Compliant）」	グローバル・フォーラムが実施する「要請に基づく情報交換」に関するピア・レビューにおける直近の総合評価が「遵守（Compliant）」あるいは「概ね遵守（Largely Compliant）」
基準2 グローバル・フォーラム水準の税務当局間の金融口座情報の自動的交換を、遅くとも2018年までに実施することを約束	グローバル・フォーラム水準の税務当局間の金融口座情報の自動的交換に必要な <u>全ての国内法の施行及び2018年末までの交換の開始、並びに概ね全ての適切な関心のある関係法域との交換合意の2019年末までの発効</u>
基準3 「税務行政執行共助条約（多国間条約）」への署名	「税務行政執行共助条約（多国間条約）」の（当該法域についての） <u>発効</u> 又は要請に基づく情報交換及び自動的交換を可能とする二国間協定の発効による十分に広範な交換ネットワークの構築

## 【今後の見通し】

- 2019年10月のG20財務大臣会合に、新基準全体を用いて策定する最終版リストに掲載されるリスクがある法域の数を提出したのち、2020年に最終版リストが提出される予定。
- リストに掲載された法域に対しては、防御的措置が検討される。

### 3. 経済の電子化に伴う課税上の課題に関する 国際的な動向

# 経済の電子化への課税上の対応

## 背景

- 電子商取引等の電子経済に対し、現行の国際課税ルールでは間接税・直接税の課税が十分に行えていないおそれがあるため、BEPS(Base Erosion and Profit Shifting; 税源浸食と利益移転)プロジェクトの下、課税上の課題について対応を検討。

## これまでの取組み

### ① 間接税

- 国境を越えて提供される電子サービスに対する消費課税(27年度税制改正で対応)

### ② 直接税

- 倉庫等でも一定の要件の下でPE認定できるようにPEの定義拡大(30年度税制改正で対応)

(参考)恒久的施設(PE: Permanent Establishment)とは、事業を行う一定の場所(支店等)・代理人をいう。例えば、外国企業が日本国内で事業を行う場合、日本国内にその企業のPEがなければ、その企業の事業利得に課税できない(「PEなければ課税なし」の原則)。

- 経済の電子化が現行の国際課税原則に与える影響を分析した上で、「PEなければ課税なし」等の国際課税原則の見直しの実施に合意。

## OECDを中心とした検討の経緯

2015年10月

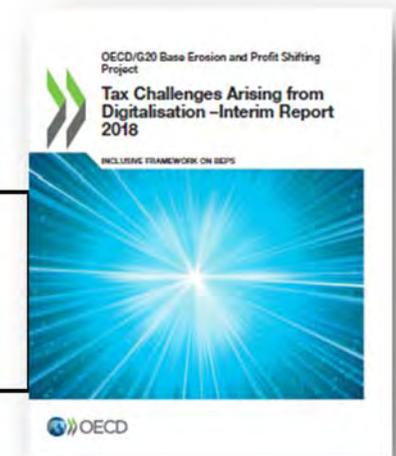
### 「B E P S 行動計画 1 最終報告書 電子経済の課税上の課題への対応」

- 経済全体が急速に電子化する中、税の観点から電子経済をその他の経済と区別することは困難。法人課税については2020年まで作業を継続することに合意。

2018年3月

### 「経済の電子化に伴う課税上の課題に係る中間報告書」

- 2020年までにコンセンサスに基づいた解決策の取りまとめに向けて作業を進める（2019年にアップデートを行う）ことに合意。



2019年6月

### 「経済の電子化に伴う課税上の課題に対するコンセンサスに基づく解決策の策定に向けた作業計画」

- 解決策の論点と今後の検討作業を取りまとめ。2020年末までに最終報告書を取りまとめるためこれらの作業の実施に合意（次ページ）。

# 「経済の電子化に伴う課税上の課題に対する コンセンサスに基づく解決策の策定に向けた作業計画」の概要

- BEPS(税源浸食と利益移転)プロジェクト参加国(約130か国・地域)の間で議論しており、2019年6月のG20財務大臣会合(於:福岡)に本作業計画を提出・承認。
- 本作業計画では、以下の2つの柱からなる解決策について検討し、2020年1月に解決策の制度の大枠について合意の上、2020年末までに最終報告書を取りまとめることとされている。

## 解決策の2つの柱

### 1つ目の柱:

#### 国際課税原則の見直し

- ①ユーザーの参加
- ②マーケティング上の無形資産
- ③重要な経済的存在

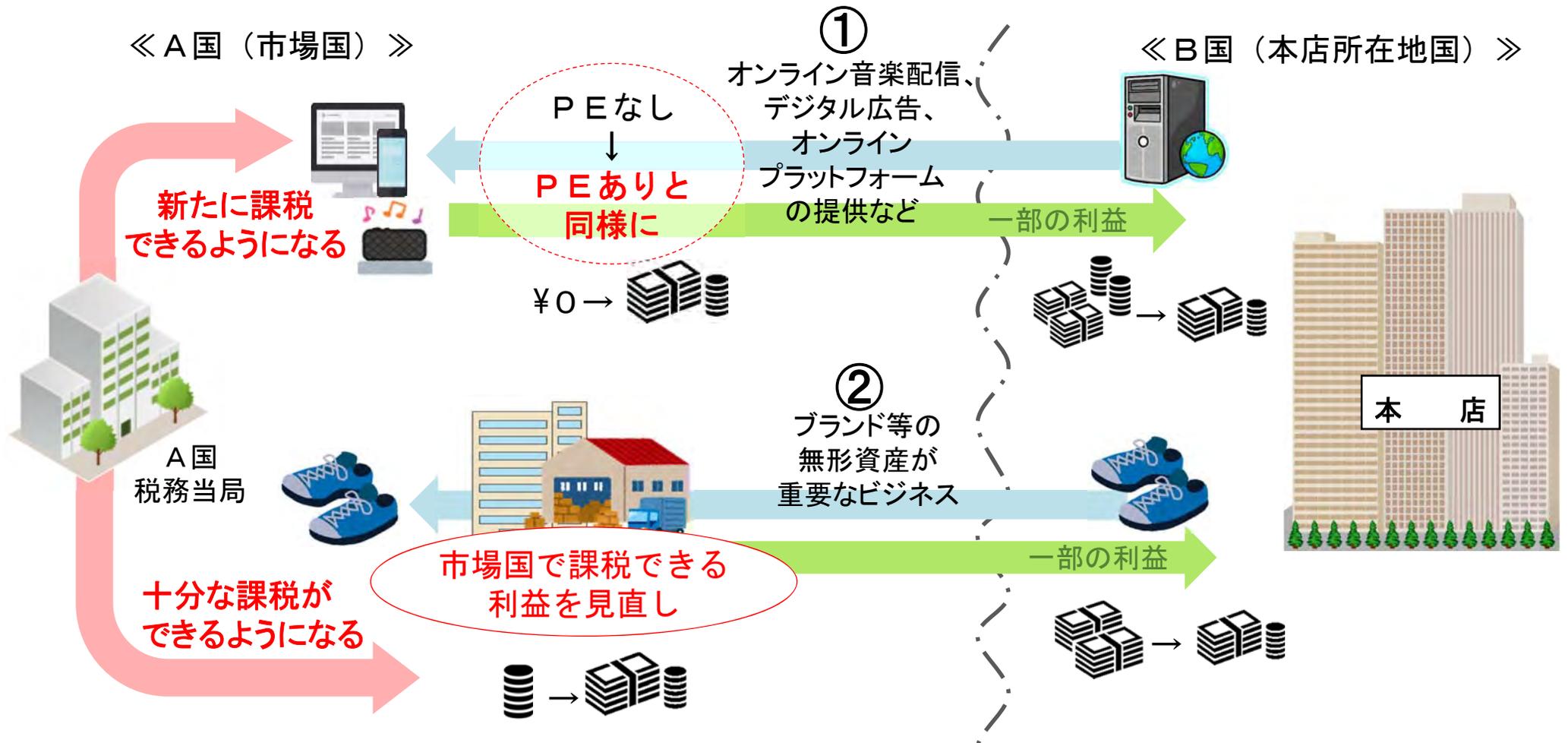
### 2つ目の柱:

#### 軽課税国への利益移転 に対抗する措置の導入

# 長期的解決策に関する具体的提案の概要①

## 1つ目の柱

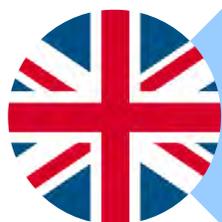
- 経済の電子化に対応し、PEの定義や市場国で課税できる利益についての国際課税原則を見直し、市場国で生み出された価値に見合った課税権を市場国に配分。



## 長期的解決策に関する具体的提案の概要②

### 1つ目の柱

- 多国籍企業が売上をあげている国(市場国)でも一定程度課税ができるよう、市場の特性に着目した3つの考え方を組み合わせて、国際課税原則を見直す。



### ユーザーの参加

- ・ SNSや検索エンジン等をユーザーが利用することにより生じた利益について、ユーザーがいる国が課税できるようにする



対象  
ビジネス  
の範囲

狭い



### マーケティング上の無形資産

- ・ 多国籍企業が市場国で生み出したブランド価値を認め、それにより生じた利益について、市場国が課税できるようにする



広い  
可能性



### 重要な経済的存在

- ・ 途上国でも執行が簡単な解決策として提案
- ・ 市場国で継続して売上をあげており、市場国との関係があると認められる場合、市場国が課税できるようにする



広い  
可能性

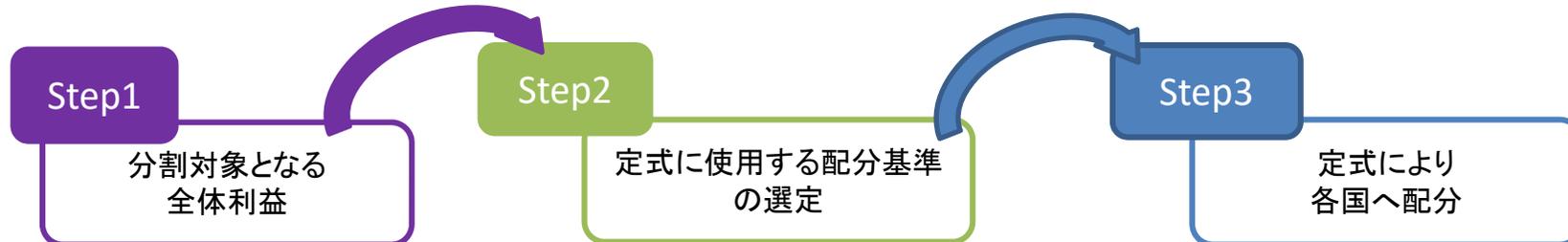
# 長期的解決策に関する具体的提案の概要③

## ○利益配分方法のイメージ

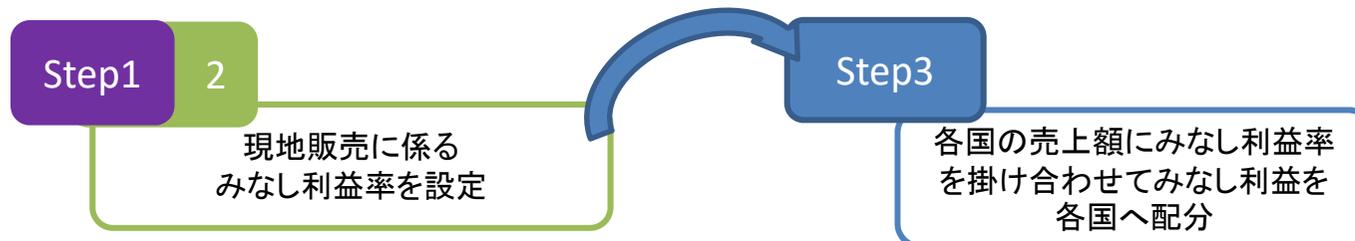
### ①残余利益分割法：ノンルーティン利益のうち対象となる利益を特定し、各国へ配分



### ②定式配分法(Fractional apportionment method)：グループ全体利益を配分基準により各国へ配分



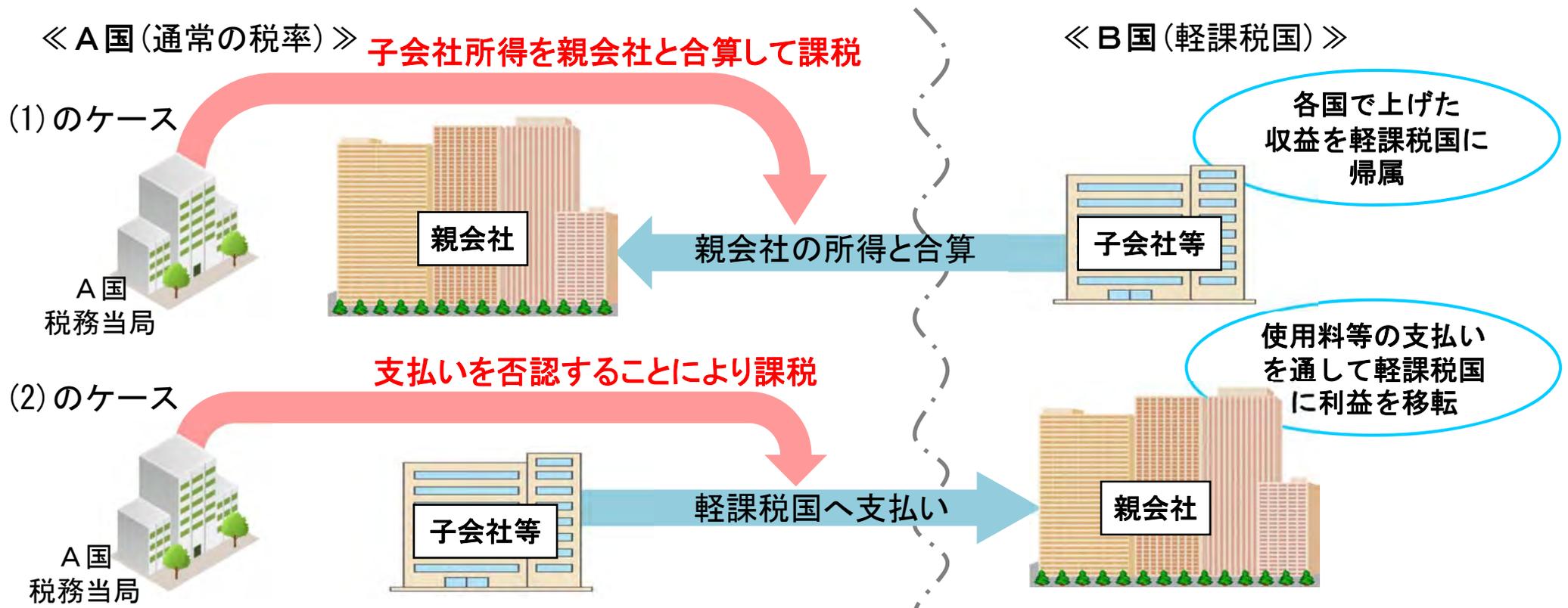
### ③Distribution-based approach：現地国(市場国)において稼得する売上(収入)にみなし営業利益率を適用



## 長期的解決策に関する具体的提案の概要④

### 2つ目の柱

- 国際的に最低限の税率を定めた上で、それを下回る国(=軽課税国)への利益移転に対し、利益を移転されている国が課税できるよう以下のルールを導入。
  - (1) 軽課税国に所在する子会社等へ帰属する所得を親会社の所得と合算して課税
  - (2) 軽課税国に所在する関連企業への支払い(例:使用料)に対し、支払会社側の国でその支払いに対し課税



## 4. 租税条約について

# 租税条約の概要

租税条約は、課税関係の安定（法的安定性の確保）、二重課税の除去、脱税及び租税回避等への対応を通じ、二国間の健全な投資・経済交流の促進に資するものである。

租税条約には、国際標準となる「OECDモデル租税条約」があり、OECD加盟国を中心に、租税条約を締結する際のモデルとなっている。OECD加盟国である我が国も、概ねこれに沿った規定を採用している。

## 【OECDモデル租税条約の主な内容】

### ○ 課税関係の安定（法的安定性の確保）・二重課税の除去

- ・ 源泉地国（所得が生ずる国）が課税できる所得の範囲の確定
  - － 事業利得に対しては、源泉地国に所在する支店等（恒久的施設）の活動により得た利得のみに課税
  - － 投資所得（配当、利子、使用料）に対しては、源泉地国での税率の上限（免税を含む）を設定
- ・ 居住地国における二重課税の除去方法
  - － 国外所得免除方式又は外国税額控除方式
- ・ 税務当局間の相互協議（仲裁を含む）による条約に適合しない課税の解消

### ○ 脱税及び租税回避等への対応

- ・ 税務当局間の納税者情報（銀行口座情報を含む）の交換
- ・ 滞納租税に関する徴収の相互支援

# 租税条約等交渉の現状

(2019年6月1日現在)

## 1. 租税条約

### ◇ 発効

2004年 3月	アメリカ (全)
2006年 6月	インド (部)
10月	イギリス (全)
2007年 12月	フランス (部)
2008年 11月	パキスタン (全)
12月	オーストラリア (全)
12月	フィリピン (部)
2009年 12月	ブルネイ (新)
12月	カザフスタン (新)
2010年 7月	シンガポール (部)
8月	※バミューダ (新)
12月	マレーシア (部)
2011年 8月	香港 (新)
8月	※バハマ (新)
9月	サウジアラビア (新)
9月	※マン島 (新)
11月	※ケイマン諸島 (新)
12月	オランダ (全)
12月	スイス (部)
12月	ルクセンブルク (部)
2012年 12月	※リヒテンシュタイン (新)
2013年 6月	クウェート (新)
7月	※サモア (新)
7月	ポルトガル (新)
8月	※ガーンジー (新)
8月	※ジャージー (新)
10月	★税務行政執行共助条約
10月	ニュージーランド (全)
12月	ベルギー (部)
2014年 5月	※マカオ (新)

2014年 9月	オマーン (新)
10月	※英領バージン諸島 (新)
10月	スウェーデン (部)
12月	イギリス (部)
12月	アラブ首長国連邦 (新)
2015年 12月	カタール (新)
2016年 10月	ドイツ (全)
10月	インド (部)
12月	チリ (新)
2017年 3月	※パナマ (新)
7月	ラトビア (新)
8月	スロベニア (新)
2018年 8月	リトアニア (新)
9月	エストニア (新)
10月	ロシア (全)
10月	オーストリア (全)
10月	アイスランド (新)
12月	※バハマ (部)
12月	デンマーク (全)
2019年 1月	ベルギー (全)

### ◇ 署名・未発効

2013年 1月	アメリカ (部)
2018年 10月	スペイン (全)
10月	クロアチア (新)
12月	コロンビア (新)
2019年 1月	エクアドル (新)

### ◇ 実質合意

2018年 12月	アルゼンチン (新)
12月	ジャマイカ (新)
2019年 4月	ウルグアイ (新)

### ◇ 現在の正式交渉国

- ・ペルー
- ・モロッコ
- ・チュニジア
- ・ギリシャ
- ・フィンランド

- (注) 1 「※」は、租税に関する情報交換規定を主体とするもの  
 2 「★」は、情報交換・徴収共助等のための多数国間条約  
 3 「(全)」は、全面改正  
 4 「(部)」は、部分改正  
 5 「(新)」は、新規締結

## 2. その他

- 2016年 6月発効 台湾  
 2019年 1月発効 BEPS防止措置  
 実施条約

(注)「日台民間租税取決め」は、民間機関である公益財団法人交流協会(現:公益財団法人日本台湾交流協会)と亜東関係協会(現:台湾日本関係協会)との間で作成された取決めであり、日本国が締結した国際約束(条約・協定等)ではない。



# 參考資料

# 「経済の電子化に伴う課税上の課題に対する コンセンサスに基づいた解決策の策定に向けた作業計画」の概要(詳細版)

## 作業計画の概要

[2019年5月31日公表 2019年6月のG20(於:福岡)に提出・承認]

- 経済の電子化に伴う課税上の課題に対し、以下の2つの柱を含む長期的解決策の検討と、これらの解決策による税収や経済的影響についての経済分析・影響度評価を行う。
    - ✓ 1つ目の柱: 市場国又はユーザー所在国に対しより課税権を配分する観点から、ネクサス原則(各国の非居住者たる企業に対する課税権の決定ルール)及び利益配分原則(課税対象所得の算定及び配分ルール)を以下のいずれか(又は複数)の概念を踏まえ改定。
      - ① ユーザーの参加 (user participation・英国案)
      - ② マーケティング上の無形資産 (marketing intangibles・米国案)
      - ③ 重要な経済的存在 (significant economic presence・インドなどの途上国案)
  - 利益配分のルールに関し、3つの案について検討。
    - ・ (通常利益を除外した残余利益を各国に配分する)残余利益分割法を簡素化する案
    - ・ グループ全体の利益を一定のフォーミュラで各国に配分する案
    - ・ 市場国で得る売上に一定の率を掛け合わせたみなし利益を各国に配分する案
  - ✓ 2つ目の柱: 無税又は軽課税国への利益移転というBEPSの残された課題に対応する観点から、一定水準以下の実効税率を課している無税又は低税率国に所在する支店・子会社に対する所得合算ルールと、これらの国に所在する関連者への税源浸食的支払いに損金算入を否認するルールの2つを導入。
- 2020年に国際合意に基づく長期的解決策に合意するため、今後下記のスケジュールで検討作業を行う。

2019年6月	OECD・租税委員会下の作業部会で技術的論点の検討を開始
2020年1月	解決策の制度の概要(1つ目の柱の3つの考え方の絞り込み等)についてIFで合意
2020年中	長期的解決策の方針及び技術的論点について合意を目指す
2020年末まで	最終報告書を策定

# 作業計画で示された今後検討すべき長期的解決策の論点及び担当部会

		担当作業部会	副担当作業部会
<b>全体</b>			
1.	IFSG(※)のサポート及びパブリックコンサルテーション	電子経済タスクフォース	
<b>1つ目の柱</b>			
1.	修正残余利益分割法	第6作業部会 (WP6)	第1作業部会 (WP1)
2.	定式配分法	〃	〃
3.	Distribution-based approach	〃	〃
4.	ビジネスライン／地域毎のセグメント	〃	〃
5.	対象スコープの制限	第1/6作業部会 (WP1/6)	—
6.	損失の取扱い	第6作業部会 (WP6)	第1作業部会 (WP1)
7.	新たなネクサスルール	第1作業部会 (WP1)	第6作業部会 (WP6)
8.	二重課税除去	第1/6作業部会 (WP1/6)	FTA MAP Forum
9.	紛争解決	第1作業部会 (WP1)	第6作業部会 (WP6)、FTA MAP Forum
10.	紛争防止	第1作業部会 (WP1)、 FTA MAP Forum	FTA
11.	執行	第6/10作業部会 (WP6/10)	第1作業部会 (WP1)、FTA
12.	既存の租税条約の修正	第1作業部会 (WP1)	第6/11作業部会 (WP6/11)、FTA MAP Forum
<b>2つ目の柱</b>			
1.	所得合算ルール	第11作業部会 (WP11)	第1作業部会 (WP1)
2.	スイッチオーバー・ルール	第1/11作業部会 (WP1/11)	—
3.	軽課税支払いに関するルール	第11作業部会 (WP11)	第1作業部会 (WP1)
4.	Subject to tax ルール	第1/11作業部会 (WP1/11)	—
5.	ルール間の調整、簡素化、閾値及び国際的義務の順守	〃	FTA
6.	2つ目の柱に関するその他の論点	第11作業部会 (WP11)	—
<b>経済分析と影響度評価</b>			
1.	経済分析と影響度評価の実施	—	第2作業部会 (WP2)

※IFSG: BEPS合意の実施モニタリング等を目的としてOECDが設立した会議体であるBEPS包摂的枠組会合 (IF) の運営会合 (Steering Group)。日本もメンバーとして参加している。